

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月14日

水曜日

第4326号

目次

告示

- 保安林の指定の解除予定 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新 3
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 7
- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可 8

公告

- 公共測量の終了 9
- 落札者等の公示

告示

富山県告示第112号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年3月14日

富山県知事 石井 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
富山県南砺市利賀村草嶺字向山3の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第113号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
市立砺波総合病院	砺波市新富町1番61号	育成医療、更生医療	肝臓移植に関する医療（抗免疫療法に限る）	平成30年3月1日
タケザワ薬局	高岡市戸出町四丁目3番地28号	育成医療、更生医療	調剤	平成30年3月1日
サエラ薬局黒部店	黒部市三日市1074番地	育成医療、更生医療	調剤	平成30年3月1日
すみれ薬局魚津店	魚津市吉島字中川原8番地3	育成医療、更生医療	調剤	平成30年3月1日
サエラ薬局新湊店	射水市鏡宮109番	育成医療、更生医療	調剤	平成30年3月1日
クスリのアオキ 杉木薬局	砺波市杉木五丁目78番地	育成医療、更生医療	調剤	平成30年3月1日

富山県告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条

第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
クスリのアオキ 中曽根薬局	高岡市中曽根 2343番地	育成医療、更生 医療	調剤	平成30年3月1日
クスリのアオキ 魚津東薬局	魚津市仏田字高 畠3303番地3	育成医療、更生 医療	調剤	平成30年3月1日
さくら薬局宝町 店	高岡市宝町7番 13号	育成医療、更生 医療	調剤	平成30年3月1日
チューリップ桜 町薬局	射水市桜町16番 24号	育成医療、更生 医療	調剤	平成30年3月1日
クスリのアオキ 立山薬局	中新川郡立山町 大石原75番地	育成医療、更生 医療	調剤	平成30年3月1日

富山県告示第115号

県営土地改良性事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営桜ヶ池幹線地区土地改良性事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営桜ヶ池幹線地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年3月14日から

平成30年4月12日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第116号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営平沢地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営平沢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年3月14日から

平成30年4月12日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第117号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営野積地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営野積地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年3月14日から

平成30年4月12日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第118号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営柚木地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営柚木地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年3月14日から

平成30年4月12日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第119号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営農地整備事業広上地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年3月14日から

平成30年4月12日まで

3 縦覧の場所

射水市役所

教示

- 1 この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第120号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

小矢部市土地改良区から申請のあった定款変更及び埴生大池五ヶ村地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成30年3月7日認可した。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第121号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

砺波市土地改良区から申請のあった定款変更及び東般若南部地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成30年 3 月 7 日認可した。

平成30年 3 月14日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成30年 3 月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成29年 5 月18日から平成30年 2 月 9 日まで

3 作業地域

富山市

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

富山県立中央病院寝具類、病衣及びリネン類の賃貸借、洗濯及び搬送業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号

3 落札者を決定した日

平成30年2月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社富山県寝具センター 富山市田中町一丁目6番14号

5 落札金額

194,459,664円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年1月15日

8 平成30・31年度の長期継続契約